

平成27年10月20日  
運輸審議会審理室運輸審議会発表案件

## 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定（札幌交通圏、大阪市域交通圏及び福岡交通圏）事案に関する答申について

事案の種類	指定する地域	期 間	決 定
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」	平成27年11月1日から平成30年10月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成27年11月1日から平成30年10月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」	平成27年11月1日から平成30年10月31日まで	指定することが適当である

平成27年7月2日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（札幌交通圏、大阪市域交通圏及び福岡交通圏を平成27年11月1日から平成30年10月31日までの間指定すること）について、運輸審議会は審議の結果、本件については指定することは適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しましたので、お知らせします。

なお、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

## [お問合せ先]

運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、(直通) 03-5253-8810

(F A X) 03-5253-1676

## [特定地域の指定の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

(代表) 03-5253-8111 (内線 41242)、(直通) 03-5253-8569

(F A X) 03-5253-1636